

## ミュージアムの資料収集と保管の諸問題のその後

柴 正博・横山謙二

本紙の前号で、資料の収集保管関連の作業グループとして「収集保管問題検討委員会」が発足したというお話をしました。その後、この委員会は毎月1回行われて、主に①データベースに関する問題と、②収蔵室のIPM(総合的有害生物管理)に関して具体的に検討されてきました。

### 標本データベースに関して

①の標本データベースに関しては、まず「博物館には標本データベースが必要だ」ということを委員全員で再確認しました。そして、今までクラウドを委託していた業者に、これまでのミュージアムで使用していた標本データベースを館内での運用に切り替えられないかということと、運用に際して利用しやすく修正できないかということを確認しました。これに対して、その業者ではデータベース自体の変更や修正ができないとの回答でした。

そこで、委員会としては12月の会議で、現状として予算のない中、独自に標本データベースを構築していかなくてはならないことを確認し、具体的に今年度できる範囲で、構築用のスペックをもつコンピュータと市販のデータベースソフト(ファイルメーカー)を購入して、西岡研究員が試験的に構築し始めることになりました。

そして、来年度には、データベースソフトを複数購入し、複数の研究者とNPOの会員が標本データベースを利用できるようにして、標本データベースの構築と館内ネットワーク上での運用が行えるようにしていきたいという方針を立てました。また、そのような運用をしていく中で、その標本データベースが使いやすいものになり、同時にこの課題のゴールでもあるウェブ(インターネット)での一部公開可能な統合的データベースを構築できるようにするために、来年度以降検討することが、1月と2月の会議で話し合われました。

### IPMに関して

②のIPMに関しては、一次収蔵室搬入簿が作成され、利用が始まりました。そして、資料搬入時のルールについては、NPOの横山が作成した管理マニュアルである「資料搬入搬出および文化財害虫発生時の対応方針(案)」の詳細について、1月の会議で検討が始まりました。これまで、ミュージアムへの資料の搬入は、ものによって異なってはいるものの、あまり管理がなされていなかった点もあり、その反省に立って、新たなルールを研究員とNPOでつくっていくことになりました。

また、その委員会の検討の中で、展示場(フロントヤード)の展示物の展示状況やIPM的な見廻りが定期的に必要だという意見があり、昨年12月末に学芸課全員で見廻りが行われました。

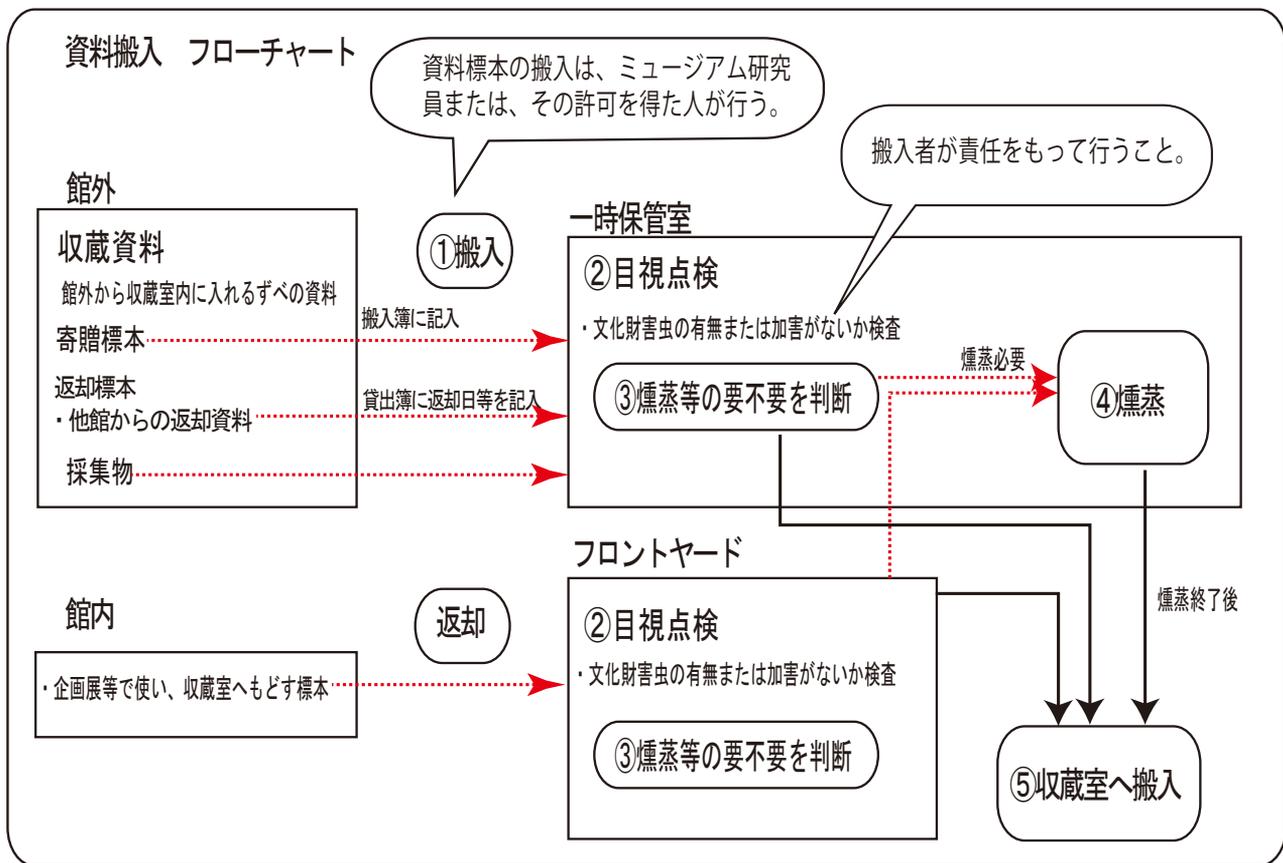
資料搬入搬出および文化財害虫発生時の対応方針については、登録標本の収蔵に係る業務を行っているNPOとして、共通認識をもってあたらなくてはならないものです。

### 資料搬入時のルール(案)

ここで、上記の「資料搬入搬出および文化財害虫発生時の対応方針(案)」の中の資料搬入のルールの概要を説明します。

まずここであつかう資料とは、ミュージアムの外から収蔵室に入れる資料・標本のことで、寄贈標本や貸出して収蔵室にもどす標本、他館から預り収蔵室にて保管する標本のほか、採集物も含まれます。

搬入する標本は、一時保管室1の扉の所にある搬入簿にコレクション名、搬入日時、搬入者名を記入します。この記入ですが、標本数が少ないものや、採集したばかりで整理できていないものについては、整理してからの後日申告でもかまいません。そして、収蔵室に向かう前に、一時保管室などで標本害虫の有無や加害がないか目視点検を行います。たとえ数少ない標本でも、カツオブシムシなどの標本害虫の侵入の原因にならないように搬



資料搬入のフローチャート（案）

入者が、しっかりと目視点検をすることが重要です。目視点検した上で、その標本を燻蒸した方が良いのか、しなくてもよいのかを判断します。燻蒸が必要ない標本については、すぐに収蔵室に運びます。

燻蒸が必要な場合は、一時保管室1にて燻蒸を行います。燻蒸方法は、二酸化炭素処理（約14日間）または冷凍庫による低温殺虫（7日間）、恒温器による加熱処理等があります。そして燻蒸後にはすみやかに収蔵室に搬入します。

以上が、暫定的な資料搬入時のルールです。現在はこのルールに従って資料の搬入をはじめています。

外部からの資料の搬入は、このルールにしたがっていますが、同じミュージアム内においても、長い期間展示したものや、イベントなど使用した標本を、収蔵室にもどす時も目視点検をするように、ルール内に追加しています。

#### 収蔵資料の加害が認められた対応（案）

「資料搬入搬出および文化財害虫発生時の対応方針（案）」の中には、「文化財害虫発生

時の対応方針（案）」も明記してあります。

その内容は、日々の日常的な点検やモニタリング調査の中で、文化財害虫の発生が確認された場合、その加害の範囲を調べ、加害を受けた標本をすべて一時保管室1に隔離して燻蒸を行います。そして、標本があった収蔵室も、加害が拡散されていないか、定期的目視点検を行うこととしました。

あまりに加害の範囲が広範囲にわたる場合は、業者による収蔵室全体の燻蒸を行うこととします。

上記のように収蔵室内で文化財害虫が発生し、標本が加害されるということが、もし万が一にでもあれば、それは博物館の収蔵室として失格です。このような事態にならないよう、先に述べた「資料搬入時のルール」を、ここで働く人たちすべてに守ってもらようにしていかなければいけません。

また文化財害虫の侵入は、資料の搬入だけでなく、生ごみの放置や収蔵室の人の出入など、さまざまなことが考えられます。さらには、防カビ対策や紫外線対策、展示標本の管理など、収集保管問題検討委員会で検討していかなければいけないと考えています。